

シャトー南森町管理組合
理事長 殿

専有部分修繕工事等申請書

号室

氏名

専有部分修繕工事等を実施するにあたり、下記のとおり申請し、遵守事項を守ります。

記

1. 工事期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () まで

2. 工事内容（具体的に記入のこと）

3. 提出書類

設計図・仕様書・行程表

⇒ 1 週間前に掲示板に貼りだし【工事案内・連絡先、及び行程表】

4. 施工会社名等

※施工会社の責任者の名刺（コピーも可）を貼付

5. 遵守事項

- ① 着工前に区分所有者は、施工業者同伴で近隣住戸に挨拶すること。
- ② フローリング工事の場合は、遮音階級 L 4 5 以下を使用。
- ③ 施工日は土曜日・日曜日・祝日を避け、施工時間は 9 時から 17 時の間に行うこと。
- ④ 排水管の更新工事は塩ビ配管への取替を行うこと。
- ⑤ 行程表は、1 階掲示板に着工の 1 週間前に貼りだして、担当者・連絡先等を開示すること。
- ⑥ 工事期間中は、E V 内部・該当階の E V 前から住戸までの共用廊下等に養生すること。
また、工事期間中及び終了後は、粉塵等の清掃をすること。
- ⑦ 他居住者からの苦情は誠心誠意対応すること。
- ⑧ 工事及びその後の使用に起因した近隣との紛争は、当事者にて解決すること。